

令和7年度地域おこし協力隊日々の活動サポート業務委託に関する公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

本プロポーザル実施要綱は、地域おこし協力隊の日々の活動サポート業務について、最も適した事業者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項について定めたものです。

2 業務委託の概要

業務名称【令和7年度益子町地域おこし協力隊日々の活動サポート業務】

- (1) 業務内容 別紙「令和7年度益子町日々の活動サポート業務仕様書」のとおり
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年3月21日まで
- (3) 契約上限額 金1,980千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 実施方法

企画提案書の公募によるプロポーザル形式、企画提案についてプレゼンテーションを実施し得点の高い事業者を優先交渉者として選定する。

提案者が4者以上の場合には、企画提案書等による書類審査を実施し、上位と評価された3者によりプレゼンテーション審査を実施する。

審査は非公開とし、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

4 参加資格

参加者の資格要件は次の通りとします。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 益子町の令和7・8年物品製造・販売・業務委託等に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、登録されていない者は、企画提案書の受付締切日である **5月8日(木)までに申請を行うこと。**
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項または第19条の規定の基づく破産の申し立てを行った者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者でないこと
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しない者であること
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと

- (3) 参加表明書の提出日において、栃木県及び益子町の指名停止等の処分を受けていないこと。

5 スケジュール

内 容	日 程	備 考
手続き開始の公表	令和7年4月15日（火）	町ホームページに掲載、町告示板に掲示
質問書の受付期限	令和7年4月22日（火）	
質問書への回答	令和7年4月30日（水）	町ホームページにて回答を公表
参加表明書等提出期限	令和7年5月1日（木）	提出方法：持参または郵送
企画提案書提出期限	令和7年5月8日（木）	提出方法：持参または郵送
プレゼンテーション審査	令和7年5月 日	
選定結果の通知及び公表	令和7年5月中旬	
契約締結	令和7年5月下旬	

6 質疑書の手続等

提出書類等の作成または提出に関し質問がある場合は、下記の通り質疑書を提出し、回答を受けることができます。

- (1) 受付期間 令和7年4月22日（火）午後5時まで（必着）

- (2) 提出場所 益子町産業建設部観光商工課

- (3) 提出方法

質疑事項は質疑書（様式2）を用い、観光商工課未来共創推進室 宛に電子メールで送付すること。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

- (4) 提出様式

ア 件名は「【会社名】地域おこし協力隊日々の活動サポート業務（公募型プロポーザル）について」とすること。

イ 質問者の会社名・部署名・役職・氏名・電話番号・FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること

ウ 質問内容を端的に表し、箇条書きとすること。

- (5) 回答

質問に対する回答については、令和7年4月30日（水）までに益子町ホームページ上で公表する。

7 提出書類等

提出書類及び各種様式等については、窓口での配布はしませんので、益子町ホームページからダウンロードして入手してください。

(1) 参加表明書等の提出内容

ア プロポーザル参加表明書（様式1）

イ 誓約書（様式3）

* イは構成企業、協力事務所がある場合、関係者すべて提出すること

提出期間 令和7年4月15日（火）から令和7年5月1日（木）

午後5時まで（必着）

(2) 企画提案書の提出内容

ア ・益子町地域おこし協力隊日々の活動サポート業務企画提案書提出届（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、実施方針や実施体制、業務工程表、独自提案等

ウ 見積書（任意様式）

* 見積書は、内訳書（任意様式）を作成して添付すること。

提出期間 令和7年5月1日（木）から令和7年5月8日（木）

午後5時まで（必着）

提出部数 10部

8 提出方法

提出場所 益子町産業建設部観光商工課

提出方法 観光商工課に持参、または簡易書留郵便による郵送とする。

・土曜日、日曜日、祝日は事務を取り扱わない。

・受付は午前9時から午後5時まで。

9 提出先及び事務局

益子町産業建設部観光商工課 担当 古澤、添野

〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子2030

電話：0285-72-8838

FAX：0285-70-1180

益子町 HP： <https://www.town.mashiko.lg.jp>

メールアドレス： mirai@town.mashiko.lg.jp

10 審査（プレゼンテーション）

（1） 選定委員会

ア 選定を行う委員会は「益子町地域おこし協力隊日々の活動サポート業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下（選定委員会）という。）とする。

イ 選定委員会は町職員及び外部委員で構成する。

ウ 選定委員会は非公開とする。

（2） 審査方法

ア 提出された企画提案の提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより審査

イ 1者につき30分（プレゼンテーション*デモンストレーション含む20分、ヒアリング10分）程度とし、ヒアリングにより求める内容は、提案内容の補足説明および選定委員からの質疑とする。

ウ 審査方法は「益子町地域おこし協力隊募集総合支援・日々の活動サポート業務委託公募型プロポーザル審査基準」により審査する。

エ 選定結果については、速やかに書面で通知するとともに、町ホームページに掲載し公表する。

11 契約手続き

契約については、優先交渉権を得た提案者（以下「契約候補者」という。）と協議のうえ令和7年度に締結することとし、協議が整わない場合は優先順位の次点の提案者と交渉を行うものとします。契約締結後においても契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

12 留意事項

・本プロポーザルは、あくまでも本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものであり、詳細については、契約候補者選定後、双方協議のうえ決定する。

・書類の作成、提出等の本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。

・提出された参加表明書等の知的所有権は提出者に帰属するが、提出された提案書等は返却しない。また、益子町は業務に必要な範囲において書類の複製・保存・記録を作成し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料は無償とする。

・提出期間後における書類の再提出及び付属書類の差し替え修正は認めない。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

・提案意向申出書の提出後に辞退する場合は、書面(任意様式)により届け出るものとする。

・企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。

・書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

・提案者自ら提案内容を公表又は宣伝しないこと。

・参加表明書等を提出した者は、この実施要領の記載内容に同意したものとみなす。